

# 令和8年度 八王子市立宇津木台小学校 いじめ防止基本方針

## I いじめ問題に対する基本的な考え方

### 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念(基本理念-「いじめを許さないまち八王子条例」から)

第3条いじめは、子どもの健やかな心身の成長や人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある人権侵害であり、何人も、いかなる理由によっても、いじめを行ってはならない。

2 市、学校、保護者その他子どもと関わるものは、積極的に連携し、子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境づくりに努めるため、それぞれが責務又は役割を自覚し、いじめの防止等に取り組まなければならない。

### 2 いじめの定義(定義-「いじめ防止対策推進法」から)

第2条この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### 3 いじめの基本認識

- (1) いじめは、どの児童にも、どの学校にも、どの社会にも起こり得るものである。
- (2) いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- (3) いじめは、大人には気付きにくいところで行われることが多く、発見されにくい。
- (4) いじめる児童には、「いじめは人間として絶対に許されない」という認識を徹底させる。
- (5) いじめられている児童は、徹底して守り通し、いじめによって被る不利益がないようにする。
- (6) いじめは、いじめられる側にも問題があるという考え方は間違っている。
- (7) いじめの行為や態様によっては、いじめではなく犯罪行為として取り扱われるものもある。
- (8) いじめは、大人が人としてのお手本を示し、適切に指導していく。
- (9) いじめは、本人の状況、児童の関係性、家庭、学校さらには社会の状況等が影響する。
- (10) いじめは、学校、家庭、地域社会がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組む問題である。

## II いじめ問題に対する校内組織

### 1 いじめ防止等に係る校内組織(いじめ対策委員会)

#### (1) 目的

週1回いじめ対策委員会を開催することで、いじめ等の問題に早期発見、早期対応ができるようにする。  
学年間での連携や学校全体で情報共有を図り、組織的な対応を図っていく。

#### (2) 構成員

校長・副校長・主幹・生活指導主任・学年主任・養護・スクールカウンセラー等

#### (3) いじめ対応の基本的な流れ

いじめ対策委員会を開催し問題の状況や指導方法等について共通理解を図り、夕会や生活指導夕

- 会、職員会議等でいじめに関する情報を全教職員で共通理解し、組織的に対応に当たる。
- いじめ対策委員会を開催する。
  - いじめられた児童を守る体制をつくる。(登下校、休み時間、清掃時間、放課後等)
  - 被害児童、加害児童、周囲の児童から個別に聞き取りを行う。(他の児童への配慮をする)
  - 聞き取り情報を元に、ひとつの事象にとらわれず、客観的事実からいじめの全体像を把握する。
  - いじめ対策委員会で指導体制や方針を決定し、教育委員会へ報告する。
  - 被害児童への保護と支援と加害児童への指導をして、双方の保護者へ連絡をする。
  - 警察、関係機関と連携する。(緊急性、重大性、犯罪性の程度に応じて判断する。)
  - 被害児童に対する支援をする。(守り抜く姿勢、解決までの道筋)
  - 加害児童に対する指導をする(相手の心の痛み、犯罪性、責任の取り方、謝罪方法等)
  - 双方の保護者へ事実と今後の方針を伝え、場合によっては、児童間の謝罪と誓約の場に立ち会うよう要請する。
  - 双方の保護者同士の連携の必要性を伝え、状況に応じて被害届の提出や損害賠償請求の意思を確認する。
  - 継続的な見守りと支援、学級・学年への全体指導をする

## 2 教育委員会との連携

- いじめと認知した事案に関しては、全て教育委員会に報告する。
- 子ども見守りシートが学校に提出されたものについては、全て教育委員会に報告する。
- 重大案件となる事案については、教育委員会と連携し、解決に向けての対応を法に基づいて行っていく。

## Ⅲ 学校におけるいじめ防止等に関する取組

### 1 いじめの未然防止

いじめの未然防止、早期発見、早期対応を図るために、校長のリーダーシップのもと、教職員が一丸となって、「いじめを許さない」をキャッチフレーズに、いじめという行為を許さない学校づくりを進める。そのために、児童が発する小さな兆候を見逃さないようにし、児童の表面的な行動に惑わされることなく心の変化に注意していくとともに、この兆候は家庭でも現れることもあるので、見守りシート等を活用して家庭との連携をしっかりと図っていく。

#### (1) いじめを生まない学級・学校づくり

「自分も友達も大切にする」という学校経営方針を基に、お互いを認め合い、高め合えるような支持的風土のある学級づくり、学校づくりを行っていく。学級内での学び合いの中での認め合いや、係、当番活動での認め合い、学校全体での異学年交流による関わりを通して思いやりの心を育成していく。

#### (2) 「いじめ発見のチェックシート」を活用し、担任・専科による日常生活の観察を丁寧に行う。

##### ① 表情

- ・笑顔がなく沈んでいる
- ・ぼんやりとしていることが多い
- ・視線をそらし、合わそうとしない
- ・ふさぎ込んで元気がない
- ・周囲を気にし、おどおどしている
- ・感情の起伏が激しくなる
- ・一人であることが多くなる

## ② 身体・服装

- ・体に原因不明の傷やあざがある
- ・けがの原因を曖昧にする
- ・登校時に体の不調を訴える
- ・夜眠れなく睡眠不足になる
- ・衣服が破れていたりする
- ・衣服が汚れていたりする
- ・衣服に靴の足跡が付いている

## ③ 持ち物・金銭

- ・かばんや靴などが隠される
- ・ノートや教科書に落書きがある
- ・机やいすに落書きなどがある
- ・作品・展示物にいたずらされる
- ・必要以上のお金をもっている

## ④ 言葉・行動

- ・口数が少なくなり一人である
- ・登校渋りや忘れ物が増える
- ・教室や保健室の近くにいる
- ・人の嫌がる仕事をしている

## ⑤ 交友関係

- ・不快に思う呼ばれ方をする
- ・グループ活動の仲間に入れない
- ・特定のグループと行動を共にする
- ・遊びの中で嫌な役を負わされる
- ・よくトラブルがおこる

## ⑥ 教師・保護者との関係

- ・教師と視線を合わせなくなる
- ・教師との会話を避けるようになる
- ・家庭の中の会話が減る
- ・親が問いかけても「別に」と答える
- ・食欲がなくなる

(3) 休み時間の児童の様子を把握するために週番による毎日の見回りを徹底し、情報の共有化を図る。

(4) 全校朝会でいじめ防止に関する講話を定期的実施する。

(5) ふれあい月間(6月、11月、2月)に合わせて、アンケート調査や面接を実施するとともに、その結果をいじめ対策委員会で共有・検討し、早期対応・早期解決を図る。

(6) ハ王子市命の大切さをともに考える日の取組として、特別の教科 道徳の授業で生命の尊さを扱う。

(7) SOS の出し方に関する授業を全学級で年一回実施する。

(8) 特別の教科 道徳の時間を充実させ、望ましい人間関係の育成を図る指導を計画的に行う。

(9) スクールカウンセラーとの連携を密にし、相談機能の充実を図る。

## 2 教員の資質向上

教員の人権感覚とは、学校生活の中で児童による人権上問題のある言動を目にしたとき、それは許せないとするような価値志向的な感覚であり、そのような言動を行った児童に対してその場で指導できる姿勢である。

※「価値志向的な感覚」とは、人間にとってきわめて重要な価値である人権が守られることを肯定し、侵害されることを否定するという意味において、まさに価値を志向し、価値に向かおうとする感覚であることを言ったものである。(文部科学省より)

### (1) 教員の人権感覚と児童の人格形成

児童は、日頃の教員の言葉遣いや態度から人間としての生き方を学んでいく。したがって、教員の人権感覚は、児童の人格形成に大きな影響を及ぼすことを自覚していかなければならない。そのために、東京都教育委員会から出されている人権教育プログラムを活用し、教員の人権意識を高めていく。

(2) 法規法例等の理解やいじめ防止、教育相談技術向上の教員研修を、年間を通して計画的に実施する。

## 3 教員の指導技術の向上

教員は、人権感覚をもっているとしても、教師としての専門技術を発揮できなければ、児童は落ち着かなくなり、い

じめを生み出す原因となる。教師は、次の指導技術を高めていかなければならない。

- ① 児童の実態を掌握し、難しいことを分かりやすく教え、意欲をもたせる学習指導
- ② 児童の人格を尊重し、行為については厳しく公平にあるべき姿へと導く生活指導
- ③ 目標を示し、役割を与え、その中で一人一人の児童の良さを引き出す学級指導

#### 4 いじめの早期発見とその対応

##### (1) いじめの発見経路

###### ① 本人の訴え

○教員は、「よく言ってくれたね、全力で守るよ。」という姿勢を貫く。養護教諭やスクールカウンセラーなど一時的に危険を回避する時間や場所を提供し、本人の気持ちを第一に考えながら、物理的に安全の確保を行う。

○疑いをもつことなく、事実関係を把握し、本人の気持ちを丁寧に傾聴する。

###### ② 教職員による発見(学級担任、専科、養護教諭、SC、特別支援教育支援員、事務職員等)

○いじめを訴えてくれたことにより、その児童が新たないじめの標的とならないよう、他の児童から目の届かない場所や時間を確保し、訴えをしっかりと受け止める。

○訴えてくれた勇気を褒め、情報の発信源は絶対に明かさないと伝え、安心感を与える。

###### ③ 他者からの情報提供(児童、保護者、地域、関係機関等)

○本人からの訴えと同様、「お子さんを全力で守り抜きます」という姿勢を示し、保護者の訴えや気持ちをていねいに傾聴する。

○保護者の訴えに対して、事実関係の確認も含めて具体的な対応方法を提示して、理解を得たうえですぐに行動に移していく。

###### ④ 積極的な発見努力(「ふれあい月間」、アンケート、面談)

##### (2) 早期発見のための手立て

###### ① 日々の観察

授業と授業の間、昼休み、清掃時間などの機会に、児童たちの様子に目を配る。児童がいるところに教職員がいるということは、いじめの早期発見に効果がある。

学年や学級の中にどのような集団があり、その集団の中の人間関係がどうであるかを把握する。その中で、不適切な関係やいじめにつながる言動が見られた場合は、よくない点を理解させ、適切な関係になるよう指導する。

###### ② 教育相談

日常の学校生活の中で、教員やスクールカウンセラーからの声かけなど、児童が気軽に相談しやすい環境をつくるとともに、スクールカウンセラーや養護教諭など学校全体の窓口となる教員も決める。

###### ③ いじめ実態調査の実施

いじめ実態調査を学期ごとに実施する。アンケートで寄せられた内容については、すべて記入した児童に確認して実態を把握し、すぐに指導に移せるようにする。ただし、アンケートはあくまでも発見のための手立ての一つであるという認識をもつ。

##### (3) 相談しやすい環境を整える

児童が、教員や保護者へいじめについて相談することは非常に勇気がいることである。いじている側から「告げ口した」と言われて、いじめが助長されたり、新たないじめの標的になったりする可能性がある。

### 3 いじめの早期対応

いじめの兆候を発見したときは、問題を軽視することなくすぐに対応する。その際、いじめられている児童の苦痛を取り除くことを最優先に行う。教員が一人で抱え込まず、いじめ対策委員会を招集して、組織的に対応する。また、いじめの再発防止のため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守っていく。

#### (1) 事実確認の際の確認事項

いじめの訴えに対しては、訴えてきた人の気持ちを大切にしながら、次の情報把握に努める

- 誰が誰をいじているのか。(加害者と被害者の確認)
- いつ、どこで起こったのか。(時間と場所の確認)
- どのような内容で、どのような被害を受けたのか。(内容と被害)
- いじめのきっかけは何か。(背景と要因)
- いつごろから、どのくらい続いているのか。(期間と頻度)

#### (2) 犯罪行為の有無と程度を確認する

いじめの内容によっては、法律(刑法)にふれるものもある。いじめられている児童を守り通す姿勢を貫くためには、それは「犯罪行為」であるということを伝え、毅然とした対応を取る。

- ① ひやかしかからかい、悪口や脅し文句(脅迫、名誉棄損、侮辱)
- ② ぶつけられる、叩かれる、けがをさせられる(暴行、傷害)
- ③ お金や物をたかられる(恐喝)
- ④ お金や物を盗られたり、壊されたり、捨てられたりする(窃盗、器物破損)
- ⑤ 嫌なこと、恥ずかしいこと、危険なことを強制される(強要)
- ⑥ 性的にいやなことをされる(強制わいせつ)
- ⑦ パソコンや携帯電話で嫌なことをされる(名誉棄損)

#### (3) いじめられた児童・保護者に対する対応

##### ①児童に対して

- 事実確認と共に、今のつらい気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- 「最後まで守り抜くこと」、「秘密を守ること」を伝える。
- 解決までの道筋を示し、安心感を与える。
- その児童にとって信頼できる教師、友人、家族と連携し支える体制をつくる。
- 「あなたが悪くない」ことをはっきりと伝え、自尊感情を高めるようにする。

##### ②保護者に対して

- 発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者と面談し、事実関係を伝える。
- 学校の指導方針を伝え、今後の方針について確認し合う。
- 保護者の不安、辛い気持ちを共感的に受け止める。
- 犯罪被害を受けた場合は、警察など関係機関との連携について話し合う。
- いじめた児童およびその保護者による謝罪と誓約の会の開催について話し合う。

#### (4) いじめた児童・保護者に対する対応

##### ①児童に対して

- いじめは、相手の人格を傷つけ、生命、身体、財産を脅かす犯罪行為であることを理解させ、自らの行為に対する責任を自覚させる。

- 被害児童およびその保護者への謝罪、今後の誓約を行い、損害を与えた部分については、加害児童の保護者とともに最大限の誠意を尽くすよう指導する。
- いじめの緊急性、重大性に応じて、いじめた児童に対して個別指導や出席停止をして、いじめられた児童が落ち着いて教育をうける環境を確保する。
- 重大な犯罪行為については、所轄の八王子警察署と連携して対応する。
- いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、必要な指導や支援を行う。
- 交友関係、学習、家庭の悩みなどの不満やストレスがあっても、いじめに向かうのではなく、発散できるようにする。

## ②保護者に対して

- 事実確認後ただちに、保護者に連絡を取り、事実関係を伝える。
- 学校の指導方針を伝え、今後の方針について伝える。
- 相手方の児童・保護者の不安や辛い気持ちを伝え、より良い解決が図れるようにする。
- 重大な犯罪行為があった場合は、警察とも連携し毅然と対応することを伝える。
- 相手方の児童およびその保護者に対する謝罪と誓約の会の開催について話し合う。

## (5) 周囲の児童達に対する対応

- 当事者だけの問題ではなく、学級、学年、学校全体の問題としてとらえる。
- 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を学級・学年、学校全体に示す。
- はやし立てる、観て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。

## (6) 継続した指導

- いじめが解消したとみられる場合でも、引き続き十分な観察を行う。
- 双方の児童の良さを見付け、褒めたり、認めたりして肯定的な関わり方をし、自信をもたせる。
- 双方の児童に対し、スクールカウンセラーや関係機関との連携により心の安定を図る。
- いじめが解決したと思われた後も、いじめを受けた児童の1週間後、1か月後、3か月後の様子を担任等が校長に報告し、いじめの解消の有無については、いじめ対策委員会を開催し決定する。
- いじめ発生から解決までの記録を保存・管理する。

## 4 重大事態への対処

### (1) 重大事態とは(いじめ防止対策推進法第28条より)

- 1「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき(自殺を企図した場合・身体に重大な障害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合)。」
- 2「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。」

### (2) 八王子市教育委員会との連携

- ①重篤ないじめを把握した場合には、速やかに八王子市教育委員会へ報告し、問題の解決に向けて指導・助言等の必要な支援を受ける。
- ②いじめの加害者に対して必要な指導を行ったにもかかわらず、いじめ行為が改善されない場合、学校の秩序を維持し他の児童の教育を受ける権利を保障するために、八王子市教育委員会の方針に基づ

いて出席停止の処分を行う。

### (3) 八王子警察署との連携

① 学校でのいじめが暴力行為や恐喝など、犯罪と認められる事案に関しては、早期に八王子警察署生活安全課に相談し連携して対応する。

② 児童の生命・身体の安全が脅かされる場合には、躊躇せず直ちに通報する。

### (4) 警視庁少年サポートセンターとの連携

いじめや犯罪等の被害にあい、精神的ショックを受けている児童のために、心理専門の職員が「秘密厳守」、「無料」で相談に応じる。

## 5 インターネット上のいじめへの対応

保護者や教員は、インターネットの特殊性による危険を十分に認識する必要がある。まず、保護者は子供の情報端末の仕様とその影響に対して監督責任を負う。学校は、インターネットの正しい使い方について、被害者や加害者にならないための具体的注意について、指導する義務を負う。

一旦、被害が発生した場合は、学校と保護者が連携し、投稿された書き込みや画像等を削除するとともに、事案によっては、警察や情報通信の専門家と連携し対応していく。

### (1) インターネット上のいじめとは

高度情報化社会により、ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)等が飛躍的に発達した今、パソコン、携帯電話、スマートフォン等を利用して、特定の児童の誹謗中傷、不適切な画像の投稿、電子メールでの脅迫などにより、新たないじめが生まれている。まずは、インターネット上にどのようなサイトがあり、どのようないじめが行われているのかを理解する必要がある。

#### ① 電子メール

誹謗中傷や脅迫的な文章を直接送り付ける。不適切な内容の文書を送信し、不特定多数の相手に転送を強要する。

#### ② 個人掲示板

ブログと呼ばれ、日記のように自由に書き込んだり、それに対するコメントを加えたりできるため、第三者の悪口が書き込まれ、不特定多数の人が閲覧できてしまう。

#### ③ 学校裏サイト

非公式の学校ホームページを開設し、学校関係者の悪口などを書き込む。

#### ④ 会員制交流

SNSと呼ばれ、会員に登録したものが交流ができる。この中でのやりとりが現実の世界にも影響し、刑事事件に発展した事例もある。また、会員登録の承諾をめぐっていじめに発展する場合もある。

#### ⑤ 動画投稿

誰もが自由に動画を投稿できる。いじめている場面を撮影し、それをそのまま投稿してしまった事例もある。

#### ⑥ ツイート

不特定多数の人につぶやくように発信し、悪口などが発信されてしまうことがある。

### (2) インターネットの特殊性による危険性

① 匿名性により、自分だとは分からなければ何を書いても構わないと、安易に誹謗中傷が書き込まれる。被害者は、周囲のみんなが自分を誹謗中傷していると思うなど、心理的衝撃が大きい。

- ②安易に掲載された個人情報や画像は、加工が容易にできることから、誹謗中傷に悪用されやすい。投稿された画像に位置情報が添付されている場合は、自宅が特定されたり、利用者の個人情報が流出したりする。
- ③一度流出した個人情報は、回収することが困難であるだけでなく、不特定多数の者に拡散されたり、悪用されたりする危険性がある。

### (3) 家庭との連携

情報通信機器は、家庭で買い与えている物であり、学校での指導には限界がある。家庭における情報通信機器の管理や指導について、保護者と緊密に連携・協力する必要がある。

#### ①家庭における未然防止

- 児童のパソコンや携帯電話等の管理責任は家庭にある。携帯電話をもたせる必要性について慎重に検討し、もし持たせるのであれば、フィルタリングだけではなく、家庭におけるきまりづくりを促す。
- インターネットへの接続は、危険な空間の入り口に立っているという認識、知らぬ間に利用者の個人情報が流出してしまうという認識をもたせる。
- インターネット上のいじめは、他のいじめ以上に児童に深刻な影響を与える認識をもたせる。

#### ②家庭における早期発見

- 保護者は、親権者として子供の通信記録を閲覧する権限をもっている。不適切な内容の送受信記録の有無について定期的に確認し、不適切なものを発見した場合には、すぐに学校に相談することが必要である。このことは、情報通信機器を子供に与える際に基本的な約束として確認しておくことが大切である。
- 隠れてメールを見たり、表情の異変が現れたりした時には、必ず内容を閲覧し、必要に応じて学校に相談する。

### (4) 情報モラル教育

学校では、SNS 宇津木台ルールに基づき、以下のことを指導する。

- 発信した情報は、多くの人にすぐに広まること
- 匿名でも書き込みをしても、IP アドレスによりどの機器で発信したかが特定できること  
※IP アドレス=Internet Protocol Address (通信端末識別番号)
- 爆破予告などはいたずらのつもりでも、刑事事件として捜査対象とされること
- 情報空間には、違法な情報や有害情報が含まれていること
- 書き込みが原因で被害者の自殺だけではなく、殺人等の重大犯罪につながる事
- 一度流出した情報は、半永久的に回収が不可能であること
- 個人情報の流出や誹謗中傷など安易な投稿が、多額の損害賠償金が発生すること
- チェーンメール(不幸の手紙)は、架空のものであり、転送しないことで不幸になったり、危害を加えられたりすることはないこと

(5) 書き込みや画像の削除に向けて

①インターネット上のいじめを発見した児童・保護者からの相談

②書き込み内容の確認

○掲示板のアドレス(接続先)を記録

○書き込み内容や画像を印刷(携帯電話の場合は画面を撮影して記録)

③削除を依頼する

○投稿者が分かっている場合は、保護者に連絡する

○投稿者が分からない場合は掲示板の管理人に削除依頼するよう保護者に連絡する。

\*管理人と連絡が取れない場合は、プロバイダー(その掲示板を提供している会社)に削除依頼するよう保護者に伝える)

④削除依頼をしても削除されない場合、また、管理人や提供会社への削除依頼方法が分からない時は、八王子警察署、東京法務局八王子支局人権に関するご相談(0570-003-110)、法務省「インターネット人権相談窓口」<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>などに相談し、削除依頼する。